

関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書

関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学は、各大学大学院の規則に定めるところにより、大学院学生を相互に派遣し、他大学大学院の授業科目を履修し単位を取得することを認めるにあたり、次の事項について合意に達したので、ここに協定を締結する。

(受入れ)

第1条 各大学大学院の修士課程、博士課程前期課程（前期および後期の課程に区別した博士課程、もしくはこの区分を設けない博士課程のいずれも含む）、または専門職学位課程に在籍する正規の学生が、研究上の必要により他大学大学院の授業科目の履修および単位の取得を希望するときは、当該授業科目を開設する大学の学長は当該学生を受け入れることができる。

(単位互換履修生)

第2条 各大学大学院は、前条により受け入れた学生を「関西四大学単位互換履修生」（以下、「履修生」という。）として取り扱う。

(履修期間)

第3条 履修生の履修期間は、履修生の希望を勘案のうえ、受入大学大学院が決定する。

(授業科目の範囲および単位数)

第4条 履修生が履修できる授業科目の範囲および取得できる単位数は、別に定める。

(受入学生数)

第5条 各授業科目に履修生として受け入れる学生数は、受入大学大学院が決定する。

(派遣および受入手続)

第6条 履修生の派遣および受入手続は、別に定める。

(単位の授与等)

第7条 履修生の履修方法、単位の授与等については、受入大学大学院の正規の学生と同様に扱う。

(履修料等)

第8条 履修生の選考料および履修料等は、別に定める。

(覚書)

第9条 本協定の実施に必要な事項について定めるために、覚書を締結する。

附則

- 1 この協定は、1998年（平成10年）4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結に伴い1998年（平成10年）3月31日をもって「関西四大学大学院学生の交流に関する申合せ」は廃止する。
- 3 この協定は、2004年（平成16年）4月1日から改正施行する。

関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書についての覚書

関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学は、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき本覚書を締結する。

1 授業科目の範囲および単位数

- (1) 本協定により他大学大学院に履修を願い出ることができる授業科目は、各大学大学院が履修生への提供を可能と定めた授業科目で、かつ、学生が所属する大学院において認めたものに限る。
- (2) 本協定により他大学大学院で取得できる単位数は、学生が所属する大学院の定めるところによる。

2 派遣および受入手続

- (1) 履修生として他大学大学院の授業科目の履修を希望する学生は、所定の期日までに「関西

四大学単位互換履修生願書」を所属する大学院に提出するものとする。

(2) 受入大学大学院は、必要に応じて選考を行い受入学生を決定する。

(3) 受入大学大学院は、選考の結果を、履修を希望する学生が所属する大学院を通じて当該学生に通知する。

3 履修方法、成績評価、単位の授与等

履修方法、成績評価、単位の授与等は、受入大学大学院の定めるところによる。

4 履修料等

履修生の選考料および履修料の徴収は行わない。ただし、演習、実習等に要する費用は、これを徴収することができる。

5 施設の利用

履修生が履修上必要な施設・設備の利用については、受入大学大学院の定めるところによる。

附則

この覚書は、1998年（平成10年）4月1日から施行する。